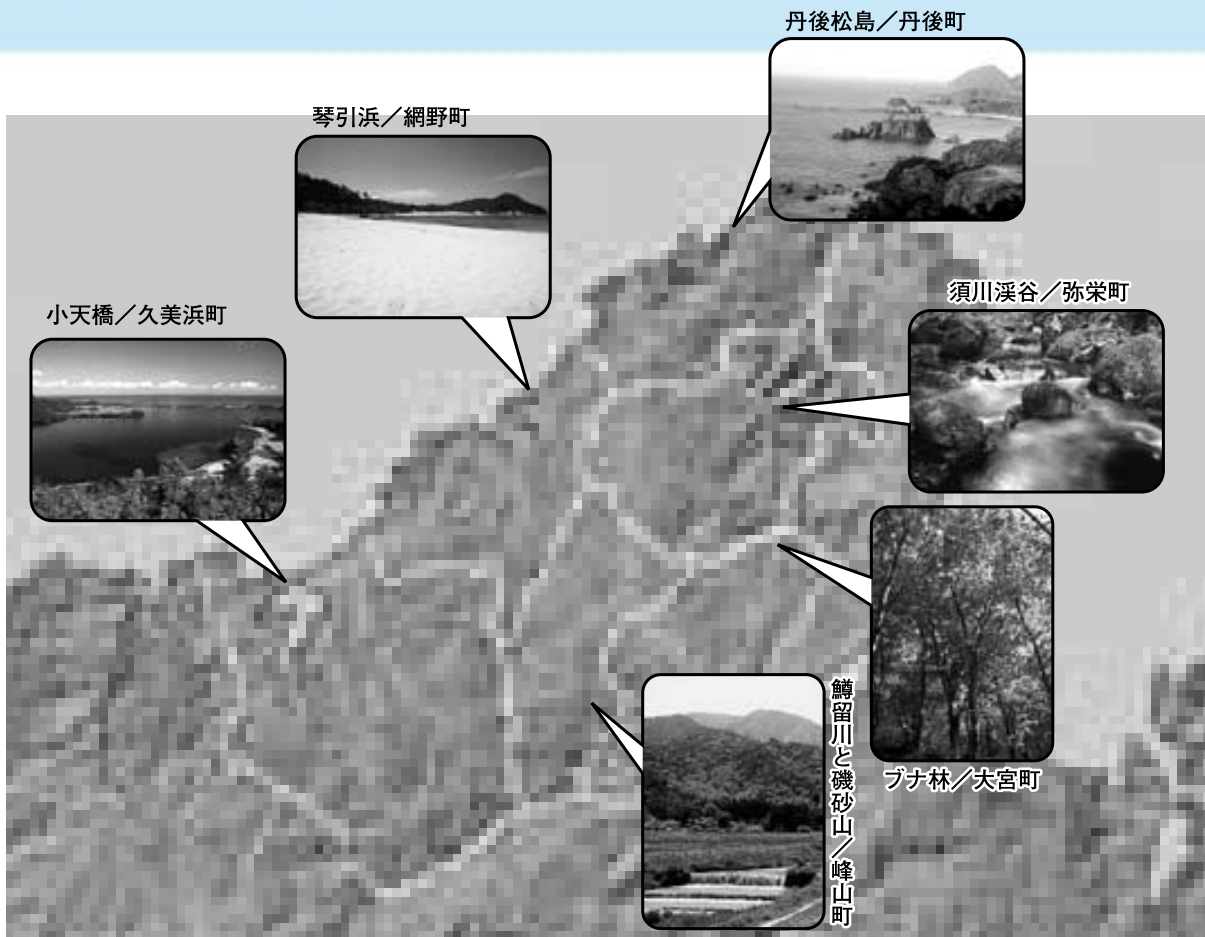


峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

G6 合併協議会だより

第3号 平成14年7月発行

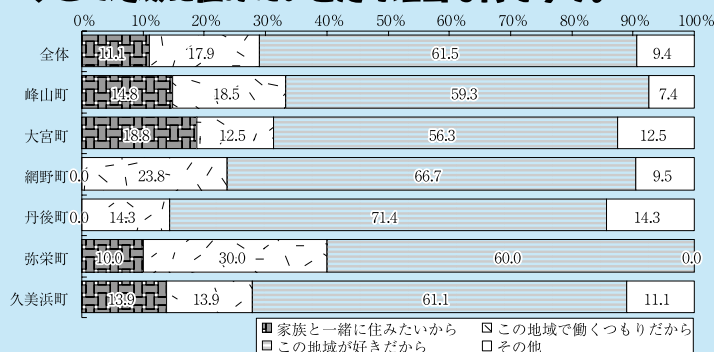
6町の自然風景



高校生意識調査で、丹後六町の将来像として「海岸や海浜の美しい景観や水や緑を生かしたまち」がトップでした。(5ページ)

ちょこっとデータ

◆この地域に住みたいと思う理由は何ですか。



高校生意識調査より (抜粋)

目次

第2回合併協議会開催……………	p 2
住民意識調査中間報告(抜粋) ……	p 4
ちょっと聞いたら……………	p 6
会議メモ……………	p 9
小委員会概要……………	p10
考えよう！ 地域の新しいまちづくり……………	p14

新市建設計画策定方針が確認される

第二回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会開催



六月二十六日、峰山町総合福祉センターにおいて、第二回合併協議会が開催されました。当日は、正副会長の変更、住民意識調査の中間報告及び各小委員会で確認された「合併協定項目の調整方針」の報告が行われ、協議事項として「新市建設計画の策定方針」が提案されました。

協議会では、会長で前丹後町長の故相見幸三氏の逝去に伴い、六月一日付けで副会長の濱岡六右衛門網野町長が会長に、吉岡光義久美浜町長が副会長に選任されたことが報告されました。

続いて、六月十六日の丹後町長選挙において初当選された中江宏樹町長が、同日付で協議会委員に、また五月十二日に施行された網野町議会議員選挙により、委員の交代があったことなども併せて報告されました。

この他、六町内の二十歳以上から無作為に抽出された七千人及び、丹後地内三高等学校に通う六町の高校生の最終学年の方を対象に、五月十五日から実施されていた住民意識調査について、中間報告が行われました。

最終的には、一般分が配布数七千通で有効回収数三千二百五十一通、回収率四六・四四％、高校生分が配布数六百八十五通で回収数六百五十九通、回収率九六・二〇％となりました。

五月二十九日までに回収された三千百九十四通について中間的に集計されたものです。第一回目に示された合併協定項目(案)に従って、各町の行っている事務事業を調整するための調整方針が、本日までですべての小委員会で確認され、本協議会で報告されました。協議事項としては、合併特例法で協議会が策定すると規定されている「新市建設計画」について、その基本方針が示され、全会一致で確認されました。

合併協議会会長、副会長及び委員の変更について

- 会長、副会長の変更（平成14年6月1日付け）
 会長 濱岡六右衛門 網野町長
 副会長 吉岡光義 久美浜町長
- 委員の変更
 ・丹後町1号委員
 中江宏樹委員（6月16日付け）← 相見幸三委員
 ・網野町2号委員
 奥野重治委員（5月13日付け）← 高谷己津彦委員
- 各小委員会の委員長、副委員長等の変更について（建設・産業小委員会）
 【副委員長】田茂井誠司郎委員（網野町）
 ← 末次祥孝委員（網野町）
 （新市建設計画策定小委員会）
 【委員長】濱岡六右衛門委員（網野町）
 ← 相見幸三委員（丹後町）
 【副委員長】吉岡光義委員（久美浜町）
 ← 濱岡六右衛門委員（網野町）
- その他
 ・幹事長（合併協議会事務局長）の変更
 梅田耕之助網野町助役（6月1日付け）
 ← 田中義男丹後町助役

新市建設計画策定の方針

①計画の趣旨

本計画は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、六町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

②計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及び、これを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

③計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね一〇年程度の期間について定めるものとする。また、新市の基本方針を

定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

④その他

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。

財政計画については、地方交付税、国や府の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

新たに誕生する市は、面積が広大になることから、全市域をカバーする事業と各地域の課題を把握したうえで地域の特性を生かせるような事業をハード、ソフトの両面にわたり、効果的な事業の展開を図っていくものとする。

また、本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用、及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。

第2回 合併協議会議事概要

議事経過

◆報告事項

- ・報告第1号 合併協議会会長、副会長及び委員の変更等について
- ・報告第2号 「新しいまちの建設計画策定のための住民意識調査」中間報告について
- ・報告第3号 合併協定項目の調整方針について

◆協議事項

- ・協議第1号 新市建設計画の策定方針について・・・確認

主な意見

委員 策定方針の中、計画の期間が10年間ということになっているが、交付税が削減される11年度以降の計画についてはどうなっているのか。

事務局 先行の事例を参考に作成したもので、期間を10年としているものがほとんどであった。合併特例債の優遇措置が同じ期間となっており、この間にどういう整備をすべきかを、この計画において作るのが本旨と聞いている。また交付税の特例措置が10年で切れるが、その間に新しい市として馴染んでくると考えるので、その後の財政運営については新市に委ねたい。

委員 報告第3号については、報告ではなく協議事項ではないか。

事務局 全ての小委員会で議論していただき意見の一致をみているので、報告の形をとらせてもらった。

委員 小委員会で承認されているのは理解しているが、協議会の場が最終決定の場と理解している。

事務局 協議会での確認が、最終決定となることを原則としている。しかし、この調整方針については、小委員会で

すべての委員により確認されたものであり、二度も審議をお願いするのはどうかと考え報告とした。通常、議題はひとつの小委員会でのみ議論されるので、協議会の場で確認していただくこととしている。

委員 小委員会での議論を尊重するのはわかるが、やりすぎると協議会の場で意見が出せなくなる。確かに3小委員会で同じ結論が出たが、この協議会の場所を大事にしていきたい。

委員 計画の趣旨のところには、詳細かつ具体的内容は新市に委ねるとなっているが、計画の構成では主要事業等を中心として策定することになっている。合併してからやる部分と、この協議会で調整する部分とが分かりにくい。

事務局 新市を作るための計画を引き継いでもらうが、この計画策定の過程で議論されたものは、新市の柱となり、より肉付けされていかれると理解している。先行事例では、建設計画が土台となり、より詳細な計画が上積みされている。

◆第1回合併協議会の会議録の公開について・・・確認

◆第3回協議会の日程及び議題（案）について

- ・日 時 平成14年7月24日(水)午後1時30分～
- ・場 所 アミティ丹後（網野町）
- ・議題（案） 協議事項

①「1 合併の方式に関すること」

②「2 合併の期日に関すること」

③新市建設計画の財政計画の策定の考え方

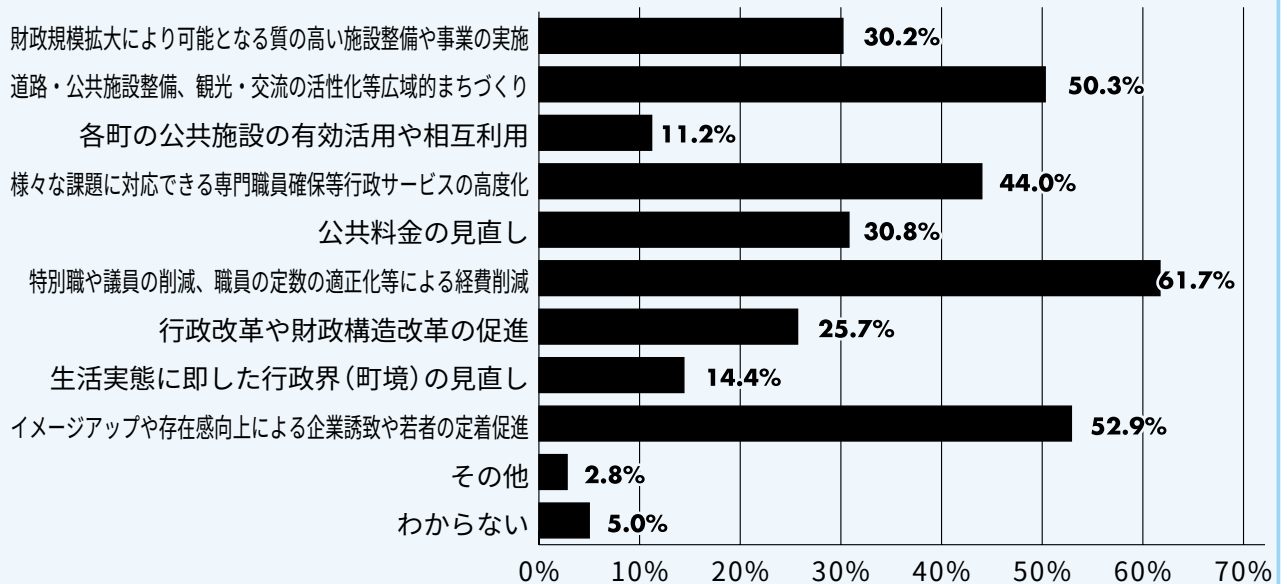
報 告 「住民意識調査」最終報告

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
（速報のため、事後修正の可能性あり）

◆町が合併する場合、どのようなことを期待するか。

(設問は例示項目の内4つ以内に○印)

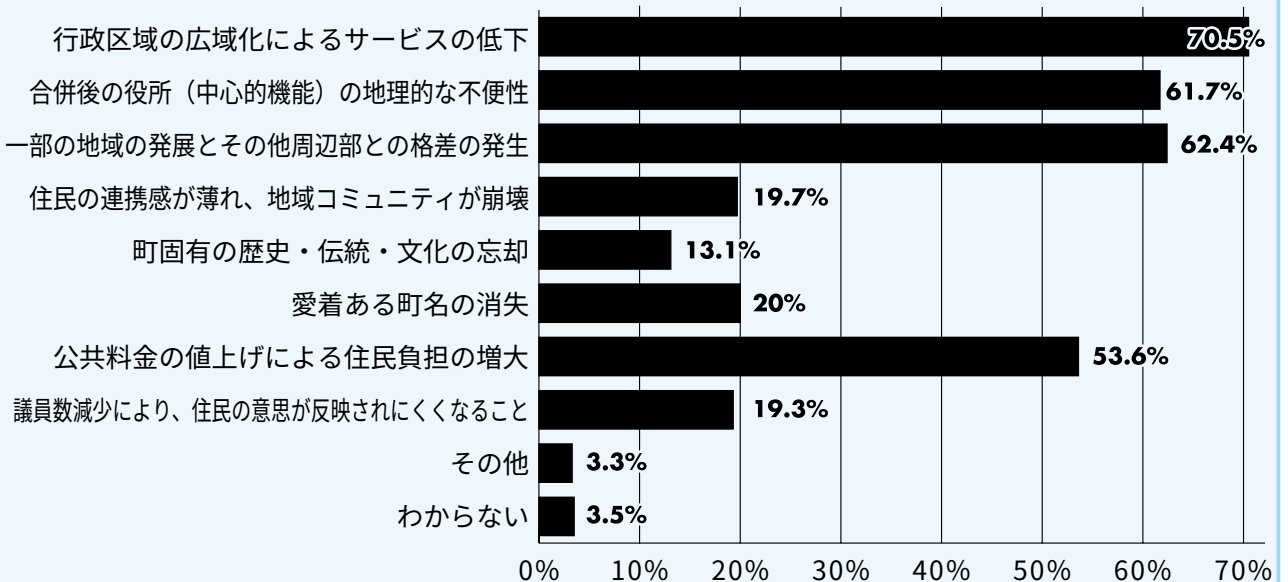
一般



◆町が合併する場合、どのようなことを不安に感じるか。

(設問は例示項目の内4つ以内に○印)

一般



事務局に聞いたら、これは5月29日到着分の3,194通を基に中間的にまとめられたもんらしいー。結果概要については、自由記述等を含めて後日公開になるらしいわ。何が書いちゃうか楽しみだわ。



丹後ベン太さん

新しいまちの 建設計画策定のための 住民意識調査の中間報告 (抜粋)

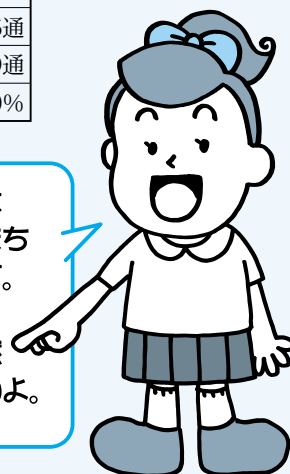
◆丹後六町は、将来的にどのようなまち
になっていけばよいと思われるか。

(設問は例示項目の内4つ以内に○印)

配布回収状況

	一般分	高校生
配布数	7,000通	685通
有効回収数	3,251通	659通
回収率	46.44%	96.20%

高校生では
自然豊かなまち
が一番だつて。
表紙に6町の
代表的な自然
風景があるわよ。



丹後ノコちゃん

海岸や海浜の美しい景観や水・緑を生かした自然豊かなまち

地域の歴史的資源、伝統・文化を生かしたまち

自然と調和した農林漁業が活発なまち

商工業・サービス業が活発で、働く場に恵まれた産業のまち

道路・下水道等が整備された都市基盤充実のまち

快適に暮らせる住まいや居住環境に恵まれたまち

災害や事故のない安全なまち

高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち

医療体制と健康づくり施策が充実した健康のまち

保育所・幼稚園・学校が充実し、子供が地域で健全に育つまち

文化・創作活動や生涯学習活動のさかんなまち

スポーツ活動のさかんなまち

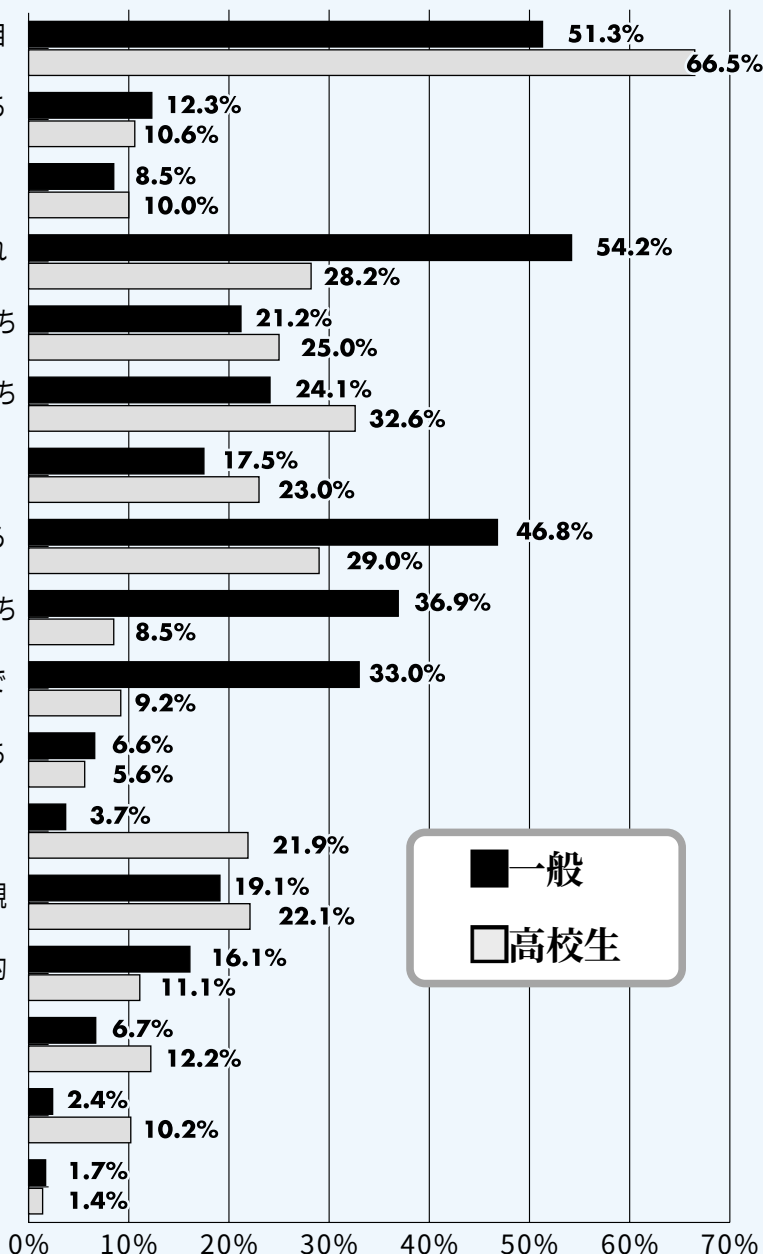
多くの観光客が訪れ、活発な交流が行われる観光のまち

ごみ減量やリサイクルなど、環境問題に積極的に取り組むまち

情報・通信機能の発達した高度情報化のまち

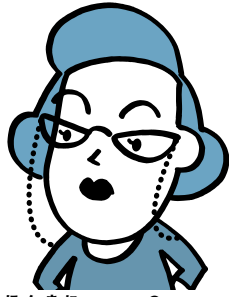
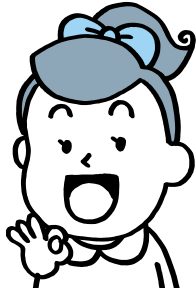
国際交流に積極的に取り組むまち

その他

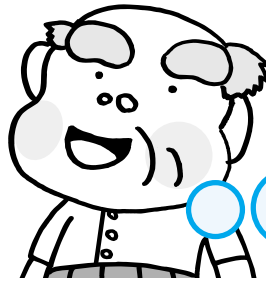


■一般
□高校生

登場人物

ほんまに
本間丹スル乃さん

丹後ノコちゃん



丹後ベン太さん

ちょっと
聞いたら

2回目まで

もっとう合併のことが知りたいやーだっちゃん

ベン太

この前、初めて合併協議会を見に行ってきたわ。意見がよいうけ出る思っつたのに、案外出なんだな。そんなもんかえ。

答え

協議会に出される議案等は、各小委員会で確認されたものがほとんどです。また、各小委員会で出された議案及び資料、そして会議概要は、他の小委員会の委員さんにも配られますので、協議会に出される議案は、担当する小委員会はどう議論されてきたかなど、全ての委員さんが事前に分かるようになっていたためかと思えます。しかし、今後は、さらに議案が出てきますので、活発な議論が予想されます。

ベン太

今日は孫のノコちゃんを連れてきたけど、ノコちゃん何か聞きたいことあるかえ。

ノコちゃん

おじいちゃん、この人なの、合併のこと教えてくれるんは。



第2回合併協議会（峰山町）

何か、ガッペイ、ガッペイいうて大人の人が言うところけど、ちよつとは子供にだつて意見を聞いてほしいわ。

ベン太

そうすでー。ノコちゃんの勉強になるように、こうやって連れてきたーでー。聞いてみてやーことがあつたら聞いてみーや。

スル乃

まあ、ベン太さんにノコちゃん。こんな所で何してるんですか。

ベン太

あー、これはうらの本間丹スル乃さんだにやーきやー。

ええところに。ほれ、この前から峰山にできとうが、合併協議会いうもんが。それでノコちゃんと二人で、わからんところを聞いたるだっちゃん。

スル乃

そうなの。ベン太さん、ノコちゃん、一緒に聞かせてね。

ベン太

スル乃さんは、合併協議会を見に行ったことあるかえ。この前行ってきたけど、役場のやつとる仕事の調整方針だの、新しいまちの建設計画の策定方針だのが確認されただけで、料金がどうなるとかいうのはなかったわ。

スル乃

協議会の協議のすすめ方はどうなっているの？

答え

各町役場で行っている事務事業については、ほぼ洗い出しが終了しました。現在、小委員会の方で新しいまちになるため調整しなければならぬ事務事業等の議論を行っています。これからをもっと多くの議論を行っていただきます。ここで、確認及び調整

の終わった項目から協議会に出されます。この項目が合併協定項目と言われるものです。

スル乃

ほんまに、合併してよくなるのかしらねー。最近、買い物に行っても、役場が遠くないかとか、福祉サービスなんかが低下しないかって、不安に思う声をよく聞くわ。本当に大丈夫なの。

ノコちゃん

おばちゃん、合併するということは、どういうことになるの。

スル乃

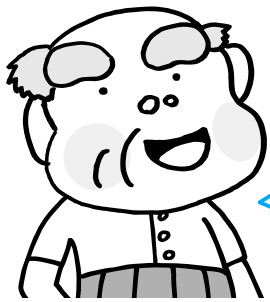
三人寄れば文殊の知恵というように、一人よりも二人、



二人よりも三人いた方が、何をするにも心強いし、今までできなかったことだつて、できるようになるかもね。

答え

平成十二年の地方分権一括法の施行に伴い、それまで何をするにも国が指導監督していましたが、各町役場では住



住民意識調査の「合併に期待すること」の中で、『人件費など行政経費の削減』がトップ。続いて『イメージアップや企業誘致による若者の定着』が2番じゃった。
(4ページにあるよ)

民に身近な行政を行う総合的な機関として、自らの判断と責任で地域づくりを行わなければならなくなりました。今後この体制をますます強化していかなければなりません。

こうした中、各町では子供が少なくお年寄りが多く、加えて労働人口の減少ということが予想される急速な少子高齢化の進行が見込まれることから、「町」というものの在り方を問う市町村合併の議論を皆さんで行っていただいています。

るのです。

ベン太

働く者がなくなると、やっぱ具合が悪いから。

答 え

今日、地方分権の推進とともに、行政サービスに対する住民のニーズが多様化しています。これらサービスを将来にわたり維持していくためには、受益と負担の関係を明確にしながら、行財政の基盤強化・効率化を図ることが求められています。

スル乃

行政のスリム化も、合併の目的のひとつなのね。でも、サービスが低下しないか本当に不安ね。

答 え

行政の効率化を考えていく上で、協定項目の調整方針の一つとして、「住民福祉施策についてはサービスを低下させないことを原則とする」と定めています。

ベン太

だけど、働く者がおらんよになることは、税金も減るだろうが。それに、わし

らーみたいな年寄りが多いというところは、福祉にがっしやー銭がいることだろうが。今だって、行政改革だいうて効率化して行政のサービスの水準を守ろうとしとるのに、そんな町ばかりが集まって大丈夫きやー。

答 え

各町において、今までに行政改革を推進し、一定の行財政の効率化を図ってきました。しかし、先に述べました地方分権の進展により、今後は町の独自性が発揮できる反面、その自主性・自立（律）性が求められることとなります。また、国の方で議論されている地方交付税の削減問題なども今後の六町の財政に大きな影響を与えることが予想されます。

スル乃

ひとつひとつの町では、苦しくなるのね。

答 え

現在のままでは、住民サービスを維持することは、今後ますます難しくなると考えられます。合併という手段をと

った場合、行政改革を促進し、その結果生まれた財源を住民サービスの維持向上に回したり、負担をやわらげることにより振り向けることも可能となります。

ベン太

何か維持するだの守るだの、合併しても新しいことは何もできんだかいやー。そんなんだったら、あんまり合併いうて魅力がにやーだにやーか。

答 え

いいえ、合併特例法で協議会において作成されることになっている「市町村建設計画」では、合併後の指針や将来像が描かれることになっており、



幹線道路網の整備

ここに掲げられる事業は、この将来像をもとに企画されるもので、こうした努力に対する支援として、合併特例債等の財政措置を受けることができます。

ベン太

合併特例債って、何のことやー。どっちみち借金のこととちゃうだきやー。

答 え

これは、市町村建設計画に基づく事業について、合併後十年間にわたり借り入れできるもので、おおむね三分の二が地方交付税で財源支援が受けられます。例えば、道路や橋、福祉施設など新しいまちづくりのための事業を重点的に整備するために約三百八十億円、また地域行事や伝統文

全ての町が大きな道路で結ばれるといいな

(住民意識調査より6町の将来のまちづくりに重要な施策の第2位)



化の伝
承、コミ
ユニティ
活動、イ
ベント開
催など、
地域住民



の連帯の強化、旧市町村区域
の地域振興などのための基金
積立に約三十九億円の特例債
が、上限として発行できるこ
ととなっています。さらに、
平成十四年度から、合併重点
支援地域に指定された関係市
町村が広域的に行う公共施設
(例えば道路・橋りょう等)の
合併前の整備事業に対しても
新たに財政措置が適用される
ことになりました。

ベン太

こちら辺は、その合併何ち
やら地域うちゅうのになつと
るだかえ。

答え

六町は、京都府に今年一月
十一日に要望を行い、二月四
日に合併重点支援地域に指定
されています。

ベン太

そうなら、その合併とくとく

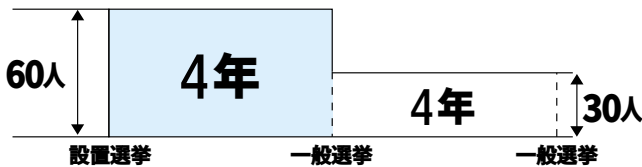
つちゅうのを受けられるな。

答え

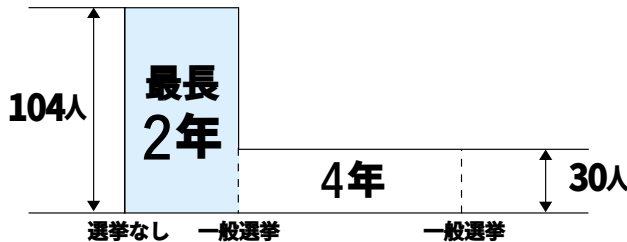
そうですね。その他にも、合
併特例法の期限内に合併した
ら、普通交付税については合
併後十カ年度は合併しなかつ
た場合の、その年度の旧町の
普通交付税が保障され、さら
にその後五カ年間は段階的に
減少していく緩和措置がとら
れます。現在、六町の普通交
付税総額は約百二十億円とな
っています。

地方自治法第91条により
人口5万人以上15万人未満の市町村は最大30人
(H15.1.1より)

◆定数特例 新市の議員定数の2倍 60人



◆在任特例 合併する町の議会議員は最長2年 104人



ベン太

この前の総務何とか小委員
会で、町会議員さんの定数だ
とか任期だとか出とつたらし
いけど、どうなったでや。

答え

六月十四日の総務・企画・
議会小委員会の協議に出され
ましたが継続協議ということ
で、各町の議会でも協議され
今後小委員会でも協議がすめ
られる予定です。

ベン太

そんな難しいことさや。

答え

町議会議員は、町の行政を
進める上で、住民の代表とし
て選挙で選ばれた人で、重要
な仕事をされています。合併
して新しいまちになると、改
めてこの重要な仕事をする議
員を選ぶための、その任期や
定数を決め直さなければなり
ません。これは、住民にとつ
て大事な協議内容の一つです。

ベン太

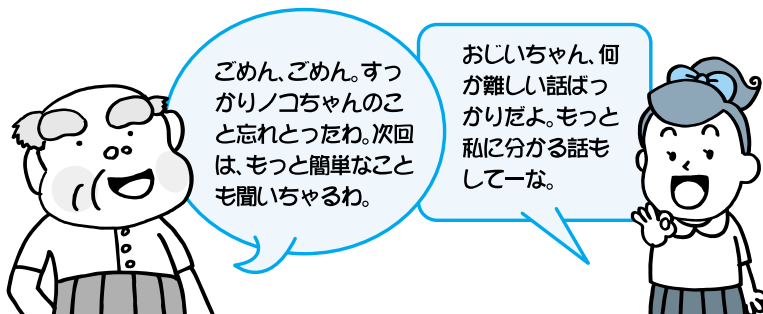
任期や定数はどうなるでや。

答え

議会の議員は合併をすると、
その前日に失職することにな
ります。従って首長と同様、
選挙で選ばなくてはならず、
その定数は法律で定められ、
丹後六町の場合、最大三十人
となります。しかし、合併特
例法では、これ以外に、二つ
の方法が選べるようになって
います。

ひとつは、合併後最初に執
行される議会議員の選挙の時
だけ、法律に定める定数の二
倍を超えない範囲、この六町

の場合は六十人以内で定数を
決め選挙する方法と、もう
ひとつは現在の議員、つまり
丹後六町では定数百四人(現
員は百二人)が、合併後二年
を超えない範囲でそのまま
「新しいまち」の議員として在
職する方法があります。こ
の三つの方法からいずれを選
ぶかを、合併協議会で協議さ
れ決められます。



会議メモ

六月六日開催

建設・産業小委員会

◆合併協定項目の調整方針

(案) について・・・確認

◆建設関係事業の取扱いにつ

いて(その一)

競争入札の資格審査、契約

各種工事関係書類等・・・

・・・確認

◆公営住宅の取扱いについて

(その一)

一般公営住宅の概要、入居

資格、家賃等・・・確認

◆農林水産業の取扱いについ

て(その二)

農業振興地域整備計画、森

林整備計画等・・・確認

◆商工観光事業の取扱いにつ

いて(その二)

暮らしのアドバイザー、生

活モニター制度等・・・確認

六月十一日開催

住民・福祉・教育小委員会

◆合併協定項目の調整方針

(案) について・・・確認

◆保健衛生の取扱いについて

臨時の予防接種及び感染症

に関する事。・・・確認

◆学校教育の取扱いについて

教育委員会の所掌事務に關
すること。・・・確認

六月十四日開催

総務・企画・議会小委員会

◆合併協定項目の調整方針(案)

について・・・確認

◆議会議員の定数及び任期の取

扱いに関する事

合併時の議会議員の定数特

例、在任特例等に関するこ

と・・・継続協議

六月二十日開催

新市建設計画策定小委員会

◆報告

・委員長・副委員長の選任につ

いて

委員長に濱岡六右衛門網野

町長が、副委員長に吉岡光義

久美浜町長がそれぞれ選任さ

れました。

・「新しいまちの建設計画策定

のための住民意識調査」の中間

報告

◆協議第一号 新市建設計画

について

歴史・沿革・人口・交通な

ど、建設計画の中の丹後六町

の現況について(案)が提示

された。・・・継続協議

これで行われる
は、調整され
るのね。よく見
ておなかつちゃ。



合併協定項目の調整方針

峰山町・大宮町・網野
町・丹後町・弥栄町・久美
浜町の合併協定項目の調整
を行うにあたり、次のとお
り調整方針の原則を定め、
作業の指針とします。

◇基本的理念

合併を新たなまちづくり
のスタートと位置づけ、新
たな時代の行政需要に応え
効率的な行政サービスが行
い得る体制整備を図りつつ、
今までの各種施策を再構築
し、住民福祉の向上を目指
すことを理念とし、すべて
の事務事業を調整します。
この際、六町のこれまでの
まちづくりの歴史と特色に
配慮しつつ、広範囲な行政
区域が均衡ある発展ができ
るよう、配慮することに努
めます。

◇調整方針

一・(住民福祉向上の原則)

現在、六町で行っている
各種住民福祉施策について
は、市制移行後も基本的に
サービスを低下させないこ
とを原則とします。そして、
整理統合が可能な類似の事
業及び同様の代替的な事業
に集約できる事業について
は速やかに見直しを行い、
より充実した住民福祉施策
の構築を目指します。

四・(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、
より効率的で機能的な組織
の改革に努め、これからの
行政需要に対応し得る広範
かつ専門的な組織づくりに
努めるとともに、各種施設
の有効利用を進めることに
より住民生活の利便向上に
努めます。

五・(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふ
さわしい各種事務事業の規
模について、既存の事業の
内容を見直し、適正な規模
となるよう、調整します。

二・(負担公平の原則)

使用料、手数料、各種税
金、負担金など住民が直接負
担するものについては、諸
法令等に従い公平で公正な
負担となるよう、激変緩和に
配慮しつつ調整に努めます。

三・(健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施
が将来にわたり円滑に推進
できるよう、合併を機に財
政の再編成を行い、財源の安
定的な確保を図るとともに、
健全な収支のバランスが保
てる財政運営を目指します。

六・(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住
民票等の交付・証明事務、
福祉サービスの継続利用、
各種施設の利用、産業振興
施策の推進、上下水道等生
活関連基盤の安定的な稼働
等住民生活に係わる事項に
ついては混乱をきたさない
よう速やかな一本化に努め、
円滑にサービスが提供でき
るよう努めます。

第3回 建設・産業小委員会

日時 平成14年6月6日(木) PM1:30~4:10

場所 あみの図書館2階集会室

出席者 14人

主な議題

- (1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
- (2) 協議第2号 協定項目19-24 建設関係事業の取扱い
- (3) 協議第3号 協定項目19-25 公営住宅の取扱い
- (4) 協議第4号 協定項目19-28 農林水産事業の取扱い
- (5) 協議第5号 協定項目19-29 商工観光事業の取扱い
- (6) 次回の議題について

議事経緯

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議成立確認
- 4 議題



(1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について・・・確認

主な意見

委員 調整方針の中に激変緩和とあるが、それが予想されるか、またどの程度か。

事務局 先進事例ではゴミ問題で料金がアンバランスであり、こうした点で料金調整をしなければならないものがあると想定してこういう表現を使っている。

委員 健全な財政運営の原則は、非常に大事。国の交付税の見直しの動きなど、安定した財源確保が、将来難しくなると推測する。6町の財政の将来見通しはどう想定されるか。

事務局 財政の将来見通しは、現在試算作業中。交付税については、町村に手厚い段階補正を本年度から見直し、削減されることが決まっている。加えて、公共事業の削減に伴う見直しも行われ削減される。さらに、自治体の自主努力が反映できる交付税の算定改正が行われる見込みで、これも交付税の削減につながるものと予想される。

委員 6町の速やかな一体化とあるが、もっと詳しく。

事務局 新市がスタートすると同時にスムーズに事務を行えるよう、住民票に係る電算システムの変更など、その事前準備を行うという意味と、まちの将来は一体性があってはじめて発展できるという2点の意味を示している。

(2) 協議第2号 建設関係事務の取扱いについて・・・確認

主な意見

委員 指名参加及び資格審査は、久美浜町のみ要綱を定めているが、なぜ、要綱を定める必要があるのか。

部会 入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成13年4月から施行されており、入札の透明性をより確保することとなっているため、要綱などの定めが必要。

委員 指名選考委員会の事務は、どういう経過で調整案が作られたのか。

部会 今の各町の事務の違いをまとめるのには、峰山町

の例に従うのが一番スムーズに行えるとの考えによる。

委員 調整結果の案の示し方では、その理由が不明。理由を明記されたい。

事務局 改善する。

委員 新しいまちの首長によって、調整結果が変わってしまうこともあるかもしれない。協議会ではどこまで決めておくのか。

事務局 6町の首長から、最大限一元化の調整をするよう指示されており、努力しているところ。

委員 何か平均値を出しているだけのようだが、市になれば規模、ボリュームが違う。

近隣の市を参考にすべき。また、先進事例で見習うべきものは見習い、ユニークなものがあれば取り入れるべき。

(3) 協議第3号 公営住宅の取扱いについて・・・確認

主な意見

委員 町営住宅の家賃は、合併後上がるのか。また、高所得を得るようになった者は、立ち退かねばならないか。



部会 家賃については、現行のまま引き継ぐ。その算定は、公営住宅法に基づき行っており、新市になったから変更するものではない。また、公営住宅法に定められた基準以上の所得のある者は、法に照らして立ち退きをいただくことになっている。

委員 1ページの調整案の借地料にかかる部分は、適正価格の基準を定めることは必要だが、交渉で決まるものでもあり、また財政を圧迫する値上げを認めることにもつながる。削除すべき。

事務局 削除する。

(4) 協議第4号 農林水産事業の取扱い・・・確認

主な意見

委員 農業振興地域整備計画で、農用地の見直しは、市になって見直されるのか。また都市計画法とのからみが出てくるのか。

部会 都市計画法と農用地はだぶらない。しかし、都市計画区域がある町とない町がある。新しい市の土地利用計画は、都市計画を含め、新しい体制で議論されることになると思うので、現行のまま新市に引き継ぎたい。

委員 森林施業計画は、新市になってもそのままいけるのか。

部会 現在新しい制度に移行することとなっており、京都府の指針が出た段階で、各町で地域や森林組合に相談し見直しをされる見込み。

(5) 協議第5号 商工観光事業の取扱い・・・確認

主な意見

委員 住民の消費生活学習グループへの支援が丹後・弥栄・久美浜町で行われていないのはなぜか。

部会 峰山・大宮・網野町では組織ができており、支援が行われている。

(6) 次回の議題について

協定項目の協議について

町営住宅の家賃はどうなるの？



第3回 住民・福祉・教育小委員会

日 時 平成14年6月11日（火）PM1:30～3:45

場 所 アグリセンター大宮

出席者 13人（欠席1人）

主な議題

- (1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
- (2) 協議第2号 協定項目19-15 保健衛生の取扱い
- (3) 協議第3号 協定項目19-20 学校教育の取扱い
- (4) 次回の議題について

議事経緯

- 1 開会
- 2 会議成立確認
- 3 議題



(1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について・・・確認

主な意見

委員 先日の建設・産業小委員会の次の日の新聞報道では、小委員会での決定が協議会での決定のようにとれる内容だったが、事務局の見解はどうか。

事務局 最終決定は協議会での確認となる。

委員 先進事例の多くは、一体性確保の原則が1番に書いてあるのに、ここでは6番目となっているがなぜか。

事務局 一体性を確保するのは、自治体としては当然のことだが、この方針(案)は順番というものを意識した番号付けとはしていない。

委員 新市建設計画策定小委員会の概要に、「他の小委員会は新市になる場合の事務についての一元化調整等を専門的に」とあったが、事務的な調整だけが小委員会の役目なのか。

事務局 合併協議会で、全てを調整するのは困難なので、専門的に調整していただくため小委員会が設置されている。小委員会としての理念など活発なご意見をいただければありがたい。また、この小委員会から新市建設計画策定小委員会に出ておられる委員さんにより、この場の総意を計画に反映できるような仕組みとしており、また事務局としては委員の貴重な意見を、その後の資料等に反映させるよう努力したい。

委員 この方針(案)と新市の建設計画の策定方針との関係はどうか。また、この方針(案)の内容に、住民の意向・要望等を協議の中で尊重する上で大事である、この地域の課題・特性が表現されるべきと考えるがどうか。

事務局 建設計画の策定方針と合併協定項目の調整方針(案)は重なり合うもので、現状を踏まえてすり合わせをして行かなければならない。また地域の特性等について配慮をしており、理念の中の「まちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができる」という部分が、地域の大きな特性等を表現できていると考えている。

(2) 協議第2号 保健衛生の取扱いについて・・・確認

(3) 協議第3号 学校教育の取扱いについて・・・確認

主な意見

委員 新市になった場合の、通学区の問題や学校の統廃合の問題は、どこで議論されるのか。

委員 学校の問題は、協定項目の19-19に小中学校、幼稚園の通学区の取扱いというがあるので、これから先に話し合う場所があるのではないのか。

事務局 この小委員会での議論になる。

委員 6町は、新しいまちになるの



だから、この場が学校教育についてどうして行くんだという

ことを話し合う場所ではないのですか。3号委員さんをはじめ、意見を出す場があるのか。

委員 細かいところまでの議論はとてもできないと思うので、問題点を指摘して新市で考えてもらうという協議の仕方もある。

委員 住民の不安に思っていること、新市の教育等に対する理念について議論すべきではないのか。法律で決まった事務などの調整に貴重な時間を使うのはどうか。

事務局 事務局としては、事務を新しい自治体に移行させて行かなければならないという重要な役目を持っているので、行政内部でその調整をし、委員の方々にお計りできる資料等を用意しなければならない。難しいテーマについては調整中であり、今後出させていただく。

委員 法律等で規定された事務など簡易なものは、一定任せるので説明は不要。質問があれば質す。また調整しなければならない重要なものは早く出してほしい。

委員 病院や幼稚園といった、委員に分かりやすいところから、また議論の難しい問題から入ってほしい。

委員 住民の代表として、重荷を背負った中で議論していけるものを出してほしい。

事務局 すべての事務事業のリストアップは、近くほぼ出来上がる見込み。確認だけで済むものは、そのように仕分けしするなど工夫をして出していきたい。

委員 住民の意識調査の結果については、新市建設計画策定小委員会だけで検討されるのか。

事務局 意識調査については、協議会で全委員に御議論いただくに際し、住民意見を参考にさせていただけるよう行ったものであり、かつ新市の建設計画作りにおいて、住民の新市に対する思い、期待、不安を把握しておくという2点の観点で実施した。結果については、合併協議会本体で報告させていただく。

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について（調整案のできたものから順次提案したい）

主な意見

委員 資料の中で、調整結果のところに現行のままで新市に継承とあるが、今後調整結果のところは、どのように分類されて提出されるのか。

事務局 調整案と、この案がどういう考え方で整理されたかという理由を付して、議論しやすいようにしたい。

第3回 総務・企画・議会小委員会

日時 平成14年6月14日(金) PM1:30~2:25

場所 峰山町役場 2階大会議室

出席者 14人

主な議題

- (1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
- (2) 協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること
- (3) 次回の議題について
- (4) 合併基本4項目について

議事経緯

- 1 開会
- 2 会議成立確認
- 3 議題

(1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について・確認

主な意見

委員 文中に各種施策の再構築とあるが、スクラップアンドビルドということか。水道料など町のなかでも違うが、公平公正な負担の意味するところは。また、財政及び行政機構の再編成とはどういうことか。

事務局 全体として、新たに自治体を作るという意味で再構築という言葉を使っている。他の先進事例ではごみ問題、水道料金問題などが最後まで残っていることが多く、小委員会、協議会で判断していただくのに公平公正という観点でお願いしたいという意味である。

委員 1の住民福祉向上の原則の中で、サービスを低下させないことを原則とするとあるが、原則を謳っている中で原則は、あくまで原則でしかないようにとれるので、文中の原則は取ったらどうか。

事務局 6つの原則とは、考え方という意味で使っている。文中の原則を取ると意味合いが変わってくる。例外ということを含めての原則である。

委員 6つの原則は大事だし、よくまとまっている。しかし、負担は出来るだけ低く生活は高くといった、住民に視点をおき6つの原則を集約した、原則の原則がいるのではないかと。また、調整は最大公約数ではなく、高度な電算化など何か一味違った工夫を望みたい。

委員 合併というのは、以前から言われている交付税等の問題と絡んでおり、行政のスリム化・効率化を進め、住民サービスのために体力をつけることと考えられるが、10年後、15年後を考えた調整にしないと、全てサービスの高いところに合わせるような、既得権益ばかりを求めているのは、現在の繰り返しになるのではないかと。調整は、全て健全な財政運営の原則につながっていくと考える。

(2) 協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること・・・継続協議

主な意見

委員 議会議員の選挙において、小選挙区制を設けることが可能か。可能な場合、その区割りなど、どの



事務局

時点でどの機関が決めるのか。公選法に基づく選挙を実施する選挙管理委員会はどこで立ち上げるのか、その委員はどこで決めるのか。

全国で小選挙区を設けたのは、総務省調べによると平成11年までで3例。その内二つは島があることによるもので、合併を要因としたケースは1例あるのみ。議会での定数等の議論を踏まえた上で、この協議会で議論し、手続き上、最終的には議会で決められることになるだろう。選挙管理委員会については、新しく選任されるまでの間は、現6町の委員の中から、暫定的に委員を選ぶこととなっており、その委員のもとで新市における選挙が行われる。

委員

議会で決めてから、合併協議会で議論するのか。そうすると、例えば一町でも議会が小選挙区制に反対の場合、これはできないのか。これがはっきりしないと、定数特例・在任特例についても協議できないのではないかと。

事務局

手続き上、合併そのものの結論は、各町長が各町の議会に合併議案を提案し、その議決で決まってくるということであるが、合併に係る全ての議論はこの協議会で行うこととなっている。

委員

それぞれの町において議員の状況が違うので、いきなり私たちが論議するのはいかがなものか。とりあえず、各町の議員の意見を集約して、再度この小委員会での検討課題としたらどうか。

委員

住民意識調査の中で、特別職・議員数の減少、職員数の適正化などによる行政経費の削減への期待や、また議員数の減少で住民の意思が反映されにくいという不安を問う項目があるが、調査の結果はどうなっているのか。先進事例では、行政経費の削減と、行財政運営の効率化という部分への期待が一番だった。なお、この協議項目については、党派を越えて各町の議会で協議会と並行して議論していただきたい。

事務局

委員

住民意識調査は今集約中で、近日中に示したい。継続協議というのは、各町の議会での審議が終わってからか、それとも次回までにということか。

事務局

継続というのは、次回も議題として存在するが、協議できる状況にあるかどうかは部会の方とも相談していきたい。

委員

それぞれの議会で、何をどこまで決めればいいのか。在任特例、定数特例や任期など議会で決めるのか。各議会では、特例を使うか使わないか、使う場合はいつまでかといった意見集約をお世話になり、それを一般の町民が入っておられるこの小委員会でも議論し、これを受け再度議会の方で協議を深めていただくという流れで進めていければと考えている。

(3) 次回の議題について

協定項目の協議について

(4) 合併基本4項目(合併の

方式、合併の期日 新市の名称 新市庁舎の位置)については、総務・企画・議会小委員会ではなく合併協議会の場での協議項目とする。・・・確認

議員さんも
大変じゃ。



第3回 新市建設計画策定小委員会

日 時 平成14年6月20日（木） PM1：30～2：17

場 所 あみの図書館2階集会室

出席者 19人（欠席1人）

主な議題

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 報告事項
「新しいまちの建設計画策定のための住民意識調査」中間報告
- (3) 協議第1号 新市建設計画について
「峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の現況」
- (4) 次回協議について

議事経緯

- 1開会
- 2会議成立確認
- 3中江宏樹丹後町長の委員就任のあいさつ
- 4議題

(1) 委員長、副委員長の選任について

委員長 濱岡六右衛門網野町長
副委員長 吉岡光義久美浜町長を選出



(2) 報告事項

「新しいまちの建設計画策定のための住民意識調査」中間報告

(3) 協議第1号 新市建設計画について・継続協議

「峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の現況」の記述について

主な意見

- 委員 新市建設計画「現況」2-12からの、その他日常生活行動の動向の図について、見易さ・地域の関係等、表記を工夫してほしい。
- 事務局 持ち帰って検討する。
- 委員 新市建設計画「現況」2-11の通勤先別就業者数は、他のデータと違い平成7年国勢調査が基になっているが、平成12年国勢調査のデータはないのか。
- 事務局 平成12年国勢調査については、この部分の分析データがまだ公表されていない。
公表され次第置き換えたい。
- 委員 新市建設計画「現況」2-10の京都市までの時間距離の算出方法は何か。
- 事務局 確認して後日返答させていただく。

(4) 次回協議について

- ①「新しいまちの建設計画策定のための住民意識調査」結果報告
- ②継続協議 協議第1号「新市建設計画について」

新市建設計画の構成(案)について



序論の新市建設計画策定の方針が協議会で確認されました。
(他の部分は、これから協議されます)

1. 序 論		5. 新市建設の基本方針	
(1) 新市建設計画策定の方針	新市建設計画を策定するに当たっての策定方針を検討する。	(1) 新市の将来像	住民アンケート調査等の結果などを踏まえ、新市の“まちづくりの基本理念”を設定するとともに、その基本理念を具体化するための“新市建設の目標(将来像)”を示す。
2. 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の概況		(2) 新市建設の基本方針	(1)の将来像を踏まえ、将来像実現のための“新市建設の基本方針”について、例えば、以下のような視点から検討する。 ①都市基盤整備 ②自然環境の保全と生活環境の整備 ③教育・文化の振興 ④健康・福祉の充実 ⑤産業の振興 ⑥住民参画型のまちづくりと連携・交流の推進 ⑦行財政の効率化
(1) 位置と地勢・歴史	6町の地勢・歴史的な背景を整理するとともに、社会・経済指標の推移を把握し、地域の現況を分析する。	(3) 都市構造と土地利用	ゾーニングと軸線により、概念的に新市の都市構造を設定するとともに、新市をいくつかの地域に分類し、地域別の土地利用の基本方向を検討する。
(2) 人口・産業の現状		6. 新市の施策	
(3) 広域圏における位置付け	広域市町村圏計画や京都府の長期計画等から、6町の広域圏における位置付け、役割等について整理する。	(1) 施策の体系化	5の(2)における基本方針ごとに、より具体的な施策方針を設定し、新市建設に向けての施策の体系化を行う。
(4) 地域の特性(まとめ)及び課題	(1)～(3)及び住民アンケート調査の結果などを踏まえ、6町の特性及び今後のまちづくりに向けての課題を検討する。	(2) 新市建設の基本方針に対応した施策展開	6の(1)における施策の体系の柱ごとに、住民アンケート調査の結果などを踏まえながら、施策展開に向けての考え方・方向性を設定し、それに対応した主要施策や事業の位置づけを行う。
3. 6町合併の必要性		7. 新市における京都府事業の推進	
(1) 社会潮流から見た合併の必要性	地方分権の時代、高齢社会等の社会潮流からの合併の必要性について検討する。	8. 公共的施設の統合整備	住民サービスの低下を招かないように配慮し、各地域のバランス及び財政事情を勘案して、公共的施設の統合整備の方向性について検討する。
(2) 暮らしやすい地域づくりから見た合併の必要性	住民・行政サービスの高度化・多様化に対応する上での合併の必要性を検討する。	9. 財政計画	
(3) 地域の活性化と合併の必要性	地域の商工・農林漁業の活性化、観光・レクリエーションの振興といった視点からの合併の必要性を検討する。	過去の歳入・歳出の推移や合併にともなう支援措置の活用等を踏まえ、合併後の財政計画について検討する。	
(4) 行財政の効率化と合併の必要性	活力ある自治体づくりに向けて、行財政の効率化の観点から、合併の必要性を検討する。		
(5) 合併に向けての留意点	上記(1)～(4)の必要性とともに、住民アンケート調査の結果などを踏まえ、住民にとって不利益、不便が生じないような合併及び新市づくりのための留意点を整理する。		
4. 主要指標の見通し			
(1) 人口	6町合併後の将来の総人口、就業人口とともに、年齢階層別人口、世帯数についてその見通しを検討する。		
(2) 世帯			

考えよう！地域の新しいまちづくり

太田俊輝 委員（峰山町）



丹後6町は年々、少子高齢化、過疎化が進行する中で、産業の振興、雇用問題、ライフラインの整備、財政難など共通の問題を抱えています。目先のことにとらわれず、将来にわたって私達の住む地域が活性化し発展するにはどうすべきかをみんなで真剣に考えてみようではありませんか。

荒田ケイ 委員（大宮町）



丹後は文化面で遅れていると感じており、子育てや人材の育成、また福祉・観光など、小さなところで考えていないで、丹後という大きな枠組みの中で考えていきたい。今、大阪などとの距離が縮まった中で、一つになって、丹後として何ができるのだろうか。

梅田和男 委員（網野町）



事務事業の調整については、6町の平均値を出すようではだめ。他の市のいいところ、悪いところなどの情報を取り入れ、新しいシステムに組み入れたらいいと思います。もし、新しいまちになるなら、道路整備などの大型事業に期待します。

下田喜六 委員（丹後町）



高齢化社会を迎え、福祉など職員の専門化、資質の向上が求められている。合併をしなかったらどうなるかということ、住民に十分理解してもらうとともに、それぞれの町の総合計画を新市計画に取り入れて、それぞれの地域にあった計画を立てていただきたい。

梅田直一 委員（弥栄町）



新町移行から約半世紀を経過し、自治体のあり方を住民自らが協議してみるのには時宜を得ている。新しいことを前向きに捉えるか後ろ向きになるかで意見も違う。都市出身者の立場を生かし、新市移行のスケールメリットとデメリットについて意見を出したい。

川畔明美 委員（久美浜町）



道路整備で都会や近隣との行き来が盛んになり、輪が大きくなればいいと思いますし、イメージアップにつながればいいと思います。不安に思うことは、役場が遠くならないだろうかということで、住民に負担がかからないように考えなければいけないと思います。

■今後の会議予定（傍聴人数は予定）

	第 4 回 目	傍聴人数	第 5 回 目	傍聴人数
総務・企画・議会小委員会	7月15日(月) PM1:30～丹後町役場	10人	8月12日(月) PM1:30～峰山町役場	10人
住民・福祉・教育小委員会	7月11日(木) PM1:30～弥栄町役場	10人	8月 7日(水) PM1:30～アグリセンター大宮	10人
建設・産業小委員会	7月 9日(火) PM1:30～JA久美浜支店	10人	8月 6日(火) PM1:30～アミティ丹後	10人
新市建設計画策定小委員会	7月17日(水) PM1:30～丹後町役場	10人	8月20日(火) PM1:30～弥栄町役場	10人
第3回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会			7月24日(水) PM1:30～アミティ丹後	30人

編集・発行 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
〒627-0025 京都府中郡峰山町字堺29番地
TEL 0772-69-5252 FAX 0772-69-5253

ホームページ <http://www.gappei6.com/>
Eメールアドレス webmaster@gappei6.com